

「底辺」からの産業革命

―長い一八世紀イングランドの中間団体と貧民

長谷川 貴彦

一 はじめに

本論は、一八世紀イングランドの中間団体と貧民を例にとりながら、近代社会の編成原理をめぐるひとつの議論を紹介しようとするものである。「長い一八世紀」は近世から近代への転換期と位置づけることができるが、この時代に「中間団体と貧民」を対象とする意味について、まずは研究史のなかで明確にしておこう。

イングランドの近世は、福祉と貧困という問題に対象を限定すれば、いわゆる旧救貧法 (Old Poor Law) の時期とほぼ一致する。イングランドの救貧法は、宗教改革を背景

とする社会的混乱のなかで一六世紀半ばに地方レヴェルで先行的に実施され、一七世紀転換期に議会制定法として成立すると、一八三四年の救貧法改正の時期まで続くことになった。いわば、近世イングランドの社会政策の基軸として存在してきた。この旧救貧法は、法制度そのものを見る限り、定住法の制定を除けば一九世紀の改正の時期まで大きな修正を加えられることはなく、この時期を検討することは無意味であるかのごとく見えてくる。しかし、最新の福祉と貧困をめぐる研究方法の展開によって、この時期が極めて重要な時期として浮上してきている。

福祉と貧困をめぐる研究の歴史を論じるにあたって

は、ウェップ夫妻による『イングランドの救貧法の歴史』(一九二九年)¹を起点とすることに異論はないであろう。ウェップ夫妻によって唱えられた国家介入のもつ道德的優位性という信念は、その後、二〇世紀の前半の研究者によって共有され、一九四五年に福祉国家が現実のものとなることによって強化された。この伝統的な歴史記述においては、福祉国家に一元化されてゆく国家行政の拡大・進化の歴史、いわば、慈善から福祉国家へとという単線的な発展のモデルが描かれてきたのである。

このウェップ史観に対して、近年は、個人、家族、相互扶助組織、私的慈善などの国家以外のアクターによる福祉の供給に目が向けられるようになり、ヴォランタリー団体をめぐる膨大なる研究が産出されるようになった。「福祉複合体」(mixed economy of welfare)概念は、一九八〇年代に提唱され、国家的福祉に加えて、慈善団体、相互扶助団体、家族などの中間団体によって構成される福祉の供給主体の多元性を強調し、とりわけヴォランタリズムとして分類される領域の重要性を指摘するものであった。

これらの研究は、福祉の供給主体をめぐる議論であったが、ごく最近では福祉を受容する側の問題に関心の領域が移りつつある。こうした研究は、「メイクシフト・エコノミー」(makeshift economy)概念を軸として展開してい

る。「メイクシフト」概念は、短期的あるいはローカルな福祉の資源の利用一般を意味するものとして使用されている。そこでは、かつての社会史研究のなかで提出されてきた日常生活の諸相、すなわち、修道院や教区、近隣共同体、家族や親族のネットワーク、共有地の利用権、親族による扶養、隣人からの厚意、さらには、犯罪や売春なども生存維持の装置として再評価され「メイクシフト」(≡弥縫策)の視点から再解釈されているのだ²。

「メイクシフト・エコノミー」概念はまた、新しい貧困概念の登場と軌を一にしている。これまで貧困は、慢性的かつ構造的で長期的な現象として考えられてきた。しかし、近年の研究では、個人のライフサイクルのなかでも特に貧困に陥りやすいリスクな時期があることが発見されている³。ライフサイクル貧困に関する研究によって、幼年期と老齢期に強調点が置かれるようになり、女性の場合は、出産や育児に伴う身体的要因も加わり、高齢期、病氣、寡婦や孤児になった場合など、貧困に陥る割合が高かったことが確認されている⁴。これにより、貧困一般が、より厳密に分類されて、多様な貧困の原因に光が当てられた。このライフサイクル貧困が、「メイクシフト・エコノミー」が作動する究極の起点となっていく。

二 歴史的前提…近世化（一六一—一七世紀）

（一）近世化

大航海時代以降、イングランドでは海外との交易活動に刺激されるかたちで発展した毛織物工業によって、その取引の拠点としてノリッジやエクセタなどの地方都市が成長し、都市の織元たる毛織物商人の台頭を促していった。それはまた、ジェントリ層による土地の囲い込みを推進し、中小の借地農の没落を招く一方、土地を失った「浮浪者」が大量に発生する。同時に、新大陸銀の流入によって価格革命が発生してイングランドの人口は増大したが、それは人口の再配置という形態をとって進行していく。都市に向けて生存の機会を求めて移動する者、また職人層もよりよい雇用の機会を求めて都市へと移動していくことになるが、これらの流入民によって、ロンドンを初めとする都市では社会秩序が不安定化し、貧困問題が都市の危機的状況を醸成していったのである⁵⁾。

宗教改革もたらした影響も甚大なものがあつた。伝統的に貧民に対して慈善を提供してきたのは、修道院や都市における宗教ギルドが設立した慈善団体であつたが、ヘンリー八世の改革は、修道院を解体、宗教ギルドを禁止するなど、貧民へのセイフティネットであつた中間団体を解体

していったからである。そうした状況を目の当たりにして、トマス・モアら人文主義者、ルター派やカルヴァン派などの初期プロテスタントは、新たな対応を迫られることになつた。彼らは、人間の自己改良や社会改良の可能性を信じて、社会問題は何よりも人的失敗から発生するものであり、人間の計画や介入によって改善されるという信念のもとにみずからの思想を構築しようとしたのである⁶⁾。

トマス・モアは、『ユートピア』（一五一六年）のなかで、次のように近世化を語っている。

イギリスの羊です。人間さえも盛んに食い殺してゐるとのことです。「中略」強欲非道な人がいて、広大な土地を一方所に柵や垣で囲ってしまおうというとならない野心をいだいた。「中略」この哀れな、無知で、惨めな百姓たちは、住み慣れた懐かしい我が家を捨てて、寄る辺のない放浪の旅に出て行きます⁷⁾。

（二）コモンウェルス

こうした社会経済的ならびに文化的変容を背景として登場してくるのが、「コモンウェルス」(commonwealth)や「コモンウェイル」(commonweal)をめぐる言説であつた。コモンウェルスは、近世化によって交易活動が活発化して社会的流動性が高まるなかで、失われていった有機的共同体の秩序を復活させようとする人文主義者や初期プロテス

タントによって政治社会の構成をめぐる言説として用いられていったのである。さらに近年の研究は、コモンウェルスの言説が、使用される社会層によって異なる意味と機能をもっていたことに注目している。

第一に、中央政府の役人などのエリート層である。トマス・スターキーによる『プールとラプセツトとの対話』（一五二三年）が刊行され、ケンブリッジ大学の法律学の教授であったトマス・スミスによる『コモンウィールの講義』⁸⁾は、一五四四年に執筆され、一五八一年に刊行されている。そこでのコモンウェルスは、政策的介入の目標として、あるべき社会状態を指すスローガンとして用いられていた。これにともない、「政策」という言葉が、コモンウェルス理念の影響下に使用されるようになっていった。このように一六世紀半ばに「コモンウェルス」が統治者側のレトリックとして頻繁に語られたが、その後、宗教改革による政治的激変もあって社会政策への関心が希薄化していくことになる。

第二に、民衆レヴェルである。コモンウェルスの言葉が本格的に歴史の舞台に登場してくるのは、一四世紀のワット・タイラーの農民反乱の過程にあった。一六世紀の困い込みの進行に異議を申し立てるケツトの反乱では、コモンウェルスの復活をスローガンに掲げ、「物欲」に支配され

るジェントリや商人たちを蜂起の標的とした。この反乱は同じくコモンウェルスを唱えてきた支配層を震撼させ、その平等主義的理念が過剰になったと判断され、中央政府レヴェルでのコモンウェルス派の後退を招く契機となった。

第三には、中間層である。この中間層は、ジェントリと民衆の中間に位置する集団であり、都市の富裕な商人や専門職集団、農村のヨーマン層などから成り立つ。近世化のなかで経済力を蓄積してきた中間層は、ピューリタニズムを受容する主たる社会的基盤となった。みずからの経済力にふさわしい政治参加の領域を拡大しようとしていた中間層にとつての「コモンウェルス」は、「参加」「法の支配」「国民への奉仕」などの政治的態度を醸成していく。実際のところ、中央政府レヴェルでは無為無策の時代に、セイフティネットの空白を埋めたのが、地方自治体の主導による博愛主義的活動であった。教区や都市自治体を基盤に進出してきたピューリタンの中間層が、都市の秩序をみずからの指導のもとで回復すべく活動を行って、地方レヴェルではあるが「小さなコモンウェルス」を実現していったのである。⁹⁾

(三) 「教区」のポリティクス

地方自治体主導の改革によって社会政策上の「空白の時代」を乗り切ろうとした試みにも限界が見え始める。貧困

問題が激化するなかで、地方からは一刻も早い体系的社会政策の立法化を求める声が提出されていった。一五九七年から九八年に召集された議会では、困い込み、労役所、浮浪者に関する法案が起草されたあと、貧民救済に関する一連の決定的な法律が制定される。これがエリザベス救貧法と呼ばれるもので、その内容は、教区内の住民から強制的に救貧税を徴収して教区基金を設立するために四人の貧民監督官を指名することを教区管財人に求めていた。救貧法が行政単位とした教区は、マナー領主館に代わって地域の儀礼の中心となりつつあったが、独特のかたちで聖俗の混交する性格をもつ教区共同体 (Civil parish) であった。教区の中心性という点で中世の貧民救済とエリザベス朝の救貧法との直接的な連続性を見て取る研究者もいるが、一六世紀の立法に孕まれた強制的な側面は国家が貧民を監視と処罰の対象としてきたことを示しており、その意味でエリザベス救貧法は、独特の近世的な特質を身にまとうていたといえよう。

このようなエリザベス救貧法は、いくつかの難点を抱え込んでいた。

第一に、「救済に値する」貧民の選別、また救済の内容とその水準の決定をめぐっても、完全に地方行政の裁量に委ねられていたことである。貧民監督官は、教区内の経済

的資源に配慮しつつ、救貧税の担税者と貧民との間の微妙な合意のバランスのうえに救貧法の運用を迫られることになった。また、このことの系として、救貧法の実施が不均等に進展していった。南東部、とりわけ都市部の教区では、いち早く一五九〇年代以前から救貧税の徴収が実践されていた。その他の州では、地域間だけではなく、多様なかたちで地域内部においても救貧税の制度化が進行していった。第二に、一五九八年の救貧法の瑕疵は「教区民」の定義が曖昧であった点にあり、移動する貧民と管理する教区吏員との対立が繰り返されることになった。これが、「教区民」を定住権との関連で明確に規定する一六六二年の定住法の制定につながっていくことになった。

一六六二年法は、四〇日間の当該教区への定住ないしは一〇ポンドの価値の不動産取得をした場合に、定住権が認められるとした。教区の負担となりそうな人物に関しては、四季裁判所の治安判事の決定に基づいて元の教区へ強制送還 (removal) されることになっていた。しかし現実には、農村部における農業労働の季節性、都市部における製造業の成長といった事態に対して、労働力需要が存在していた。それに対処するために政府は、一六九一年法で「教区民」の新基準を設定して、教区税を支払うもの、公職に一年間ついているもの、徒弟職人として年季奉公を四〇日以上お

こなつたもの、一年間雇用されたものなどが、定住権を確保されるとした。また一六九七年法は、移住民の出身地の証明書(certificate)を保持しているものは、居住教区の負担とならない間は出身教区へは強制送還されないという規定を盛り込むことになつた。¹¹⁾

こうした一連の定住法の規定は、次のような社会的機能を有していた。

ひとつには、貧民が法や慣習の構造と交渉することによつて独自の主体性を構築していったことである。常に「強制送還」という措置に晒されることになつた貧民は、みずからの置かれた状況に対して鋭敏な感覚を形成していき、自己防衛のために法を理解して状況と不断に交渉する主体としての認識を構築していったのである。¹²⁾ もうひとつは、教区吏員に対してもつた意味である。定住権に関わる行政においては、現代の移民行政と同じような論理で貧民の移動の管理を行つていた。労働需要に合わせて救貧法を調整しながら普遍的な福祉制度を構築して、社会的流動性を確保しつつ工業化を促進していったのである。

三 近代への転換：産業革命期（一八一―一九世紀初頭）

（一）社会経済変動

史苑（第七六卷第二号）

一八世紀は、都市化と工業化などの急激な社会変動を経験する。繊維産業や金属産業でのプロト工業化は、別な地域での脱産業化を促進して、産業の地域的特化が進展する。脆弱な農村工業は壊滅的狀態に陥り、南部や東部の農村部で営まれてきた副業としての農村工業の収入は失われていった。またエンクロージャの進展は、共有地において保持していた慣習的権利の喪失を意味することになり、貧民、とりわけ女性と子供にとつてのメイクシフト・エコノミーの資源が消滅した。これらの要因があいまって、南部と東部の農村部での労働市場が過剰なものとなり、低水準に留まる賃金は必然的に貧困の構造化をもたらした。雇用や生存の機会を失つた貧民は、職を求めて故郷を離れることを余儀なくされ、「移動」というかたちでの人口の再配置が進展していく。¹³⁾

最近の社会移動をめぐる研究によれば、産業革命期の民衆は、平均で十数キロメートルの範囲内において、空間的移動を頻繁に行つていたことが明らかとなっている。この社会移動は、経済構造の変化とライフサイクルに起因しており、民衆たちは、生涯、三、四、ないしは六回の移動を行つていたのである。たとえば、青年期でも早い段階のものは農村から都市への移動であり、青年期の後半には都市から農村へといった動きが顕著となる。移動の原因として

考えられるのは、男性は雇用機会を求めるもので、女性は結婚を契機とするものであった。これらが全体の七五%を構成しているが、残りの移動の原因は複雑な様相を呈しており、慢性的になった失業問題に加えて寡婦や老齢などライフサイクル上の危機があげられる。潜在的にリスクを抱える貧民は、余儀なくされた「移動」によって定住法との関連で新たなリスクに晒されることになった。

（二）行政機構の再編

この問題点を解決するひとつの道は、実質的な社会の移動圏の拡大にあわせて行政機構全体を改革することにあった。名誉革命体制下での救貧法行政の教区単位への分解によって、救貧立法もその意味で統一国家の制定法という形態をとることはならなかった。一六九六年のプリストル救貧法連合の結成に見て取れるように、下からの自発的な救貧法連合の結成は「私的法律」(private act)として議会の認可を受ける形態が一般的であった。その後、一七二二年のナッチャブル法によって、事後追認的な教区連合が救貧抑止策として法律化されるにいたった。一七八二年のギルバート法は、教区単位の小規模自治体に分散していた名誉革命体制の自己統合の試みと見なすことができる。その内容は、有給の吏員、貧民保護管、ワークハウス管理官、財務官、査察官という役職

を設置、これらを治安判事が統括するという自発的教区連合の試みであった。これらは、一八三四年法による強制的な大教区連合への統合への前史をなす。¹⁵⁾

（三）定住法の改定

もうひとつは、個人の側に移動を保証する制度を構築することである。一六六二年法に始まる定住法規定の基本的な意義は、いわゆる名誉革命体制が、みずから教区を単位とする地域共同体の集合にすぎない存在であることを宣言した点にあった。中央集権機構の崩壊後、必要最低限の組織として復活を要請された生活共同体Ⅱ教区を単位とする統治構造が、工業化に対処する生活圏として狭すぎることは意識されていたが、その大幅な改革は産業革命のなかでの労働力需要の大規模な調整という要請によって初めて現実のものとなる。さらに、一七九五法に始まる一連の定住権に関連する法律は、それまで証明書をもつ人物に限られていた権利を一般の貧民にまで拡大していくものであり、一八〇九年法では、強制送還の停止を病氣や怪我をした移住者にまで拡大した。

こうした一連の定住法の改正は、救貧法の運用を寛大なものに変容させ、「証明書」持ちの貧民に限られていた資格をすべて貧民にまで拡大していくことになった。教区外救済システムにみられる救貧法運用の弾力化が、定住権を

もたない教区への移動を容易にして、そこに居住する貧民が困窮化した場合には、定住権保有地の教区との間で救済の権利をめぐって手紙による「交渉」と「調整」が行われることになったのである。

ひとつの例をあげよう。貧民の手紙に関しては、現在イギリス各地で編纂作業が進行しており、すでにいくつかの浩瀚な史料集が編纂されているが、エセックス州の文書館に残されたひとつの手紙を読み解いてみよう。

ロンドン 一八二五年二月二日

拝啓

私の問題であなた様に援助をお願いしますのは、全くもって心苦しいものがあります。しかし、あなた様の心よりの支援を必要としているのです。私の妻が、ここ三週間ほど炎症のために医師の治療を受けており、毎日、床に伏すことになっております。もしあなた様の援助が受けられない時には、現在居住している教区に申請をしなければなりません。あなた様を煩わせるべきではないのですが、事態は非常に悪く、子どもたちは十分な生活ができておりませんし、私にはどうすることもできない状況になっております。

デヴィッド・リヴェナール¹⁸

史苑（第七六卷第二号）

これは、故郷エセックスのチェルムズフォードを離れてロンドンでの出稼ぎ労働を行う一家が、病気のために困窮している様子を地元の教区に宛て赤裸々に綴った書簡である。このような貧民の手紙は、決して珍しいものではない。産業革命期のエセックスでは、慢性化する貧困状況を背景として、この種の手紙が数多く執筆されることになった。当時の南部諸州では、一般的に貧困問題の激化によって救貧税が高騰し、救貧法体制が危機に陥り、のちの一九世紀の社会改革の起点になったといわれている。

(四) ヴォランタリズム

他方で、救貧法の隙間を埋めるかたちで登場してくるのが、ヴォランタリズムに基づく任意団体（非自発的結社）であった。多様な任意団体が一七世紀末から爆発的に増大するが、ここでは論点の拡散を防ぐために、そのなかでも、ライフサイクルによる貧困が集中して発生する児童、疾病、ならびに老齢に対処するためのセイフティネットとしての諸団体に焦点を当てる。以下では、民衆独自の友愛組合など相互扶助組織、ついで上・中流層によって設立された病院や学校などの慈善団体を個別に検討することにする。

友愛組合は、労働者の相互扶助組織として発展した。友愛組合は、その社会的機能がギルドやフリーメーソンとの連続性をもち、その歴史的起源を特定することは困難とい

われている。しかし、友愛組合が大規模なたちで発展するのは、一八世紀であった。市場経済の進展は伝統的な地域社会の紐帯を破壊して、それへの社会的防衛反応として友愛組合が拡大されていったのである。最近の研究は、地理的な移動を行う移住者の増加が友愛組合の発達の決定的要因となったと指摘している。それによれば、「友愛組合は、とりわけ若い労働者には重要であり、彼らにとつては、実質賃金の高まりよりも、農村共同体における依存と絆を再構築することの必要性の方が重要であった。」事実、移住者の増加によって拡大する都市や地域において、組合員の数が多いことが発見されている。¹⁹⁾

病院や学校など慈善団体も、地方社会レヴェルで叢生していった。一八世紀イングランドの慈善病院 (voluntary hospital) は、一七二〇年にロンドン市内に設立されたウエストミンスター病院を皮切りに地方都市に波及していった。一七三〇年代にはウースタやエクセタなどの主教座都市に、やや遅れて新興の産業都市であるマンチェスタやバーミンガムなどに登場した。²⁰⁾ 病院の全国的規模の展開をもたらした要因は、以下のようなものであった。第一に、患者となるべき貧民層が増大したことにある。第二に、啓蒙科学や福音主義といったイデオロギー的要因があげられる。病院設立を唱え、その中心となった人物は、オランダ

のライデン大学やスコットランドのエジンバラ大学などで学んだ啓蒙的知識人たる医師であったが、聖職者も大きな役割を果たすことになった。

次に学校についてみよう。一八世紀における初等教育の発展を、ルソーら啓蒙主義の影響にのみ帰するのは、一面的であるといわざるをえない。貧民の子どもの教育は、一八世紀初頭には「慈善学校」が行ってきた。事実、イングランド最大の道徳改革運動の団体である「キリスト教知識普及協会」の初期の課題は、この慈善学校の普及という点に置かれ、全国各地に慈善学校が設立されていった。²¹⁾ しかし、産業革命期に児童労働への需要の高まりによって、児童は幼年期から労働に従事することになり、平日の昼間に教育を行う慈善学校は、その統制力が失われつつあった。日曜学校は、このような現状を打破するための教育機関として登場してくる。一七八三年に始められた日曜学校運動は、福音主義者による小冊子刊行物を用いたプロパガンダとその人的ネットワークを介して全国的に拡大していったのである。

これらのアソシエーションは、制度の動揺という点から見た場合、既存のセイフティネットである救貧法体制下の医療と教育などが、産業革命期の社会変動のなかで機能不全に陥った情況への対応として発生してきた。友愛組合は、

移動を繰り返す民衆の失業、老後、疾病などの際のセイフティネットの役割を果たしていた。病院は、「定住権」を保持しない「貧民」に対する医療を提供することによってセイフティネットを張り替えるという意味をもっていた。

他方、日曜学校運動は、救貧税納税者の教区行政からの離反によって引き起こされた救貧法体制の動揺に直面して、その原因が既存の教育を担ってきた慈善学校が産業革命期の労働市場への適合性を失ったことにあるという認識のもとに始められた。すなわち、新たにセイフティネットを張り替えて「貧民」のモラルを向上させ、それによって納税者の同意を獲得して、社会的共同性を再建しようという意図のもとに展開されたのである。

そして、この社会的共同性の再建を強力に推進していったのは、「福音主義の再生」という宗教的要素の復活のなかから登場してくる国教会福音主義派の聖職者たちであった。病院と学校に加えて、友愛組合は、聖職者主導のもとに始められ、共同体的な帰属意識を提供するメソヂイストの影響下に発展していった。救貧法体制の動揺と福音主義の再生、これらの要因が交錯する固有の歴史的情况においてアソシエーションは形成されていったことになる。それは、市場の不安定化によってもたらされる諸問題に対処するための社会制度として必要とされたものであった。モラ

ルの墮落に直面した聖職者たちが福音主義の再生をもたらした。この宗教的パトスによってアソシエーションが設立され、市場経済のもたらす諸矛盾が解決されるという連鎖を創り出していったのである。

四 結びに代えて

中間団体の発展と再編の過程は、イングランド固有の転換期の時代の特徴を表現するものであった。教区は貧民の移動という社会の流動化に対処するために、その役割が再発見されることになる。近世化のなかで登場しつつあったピューリタンらの中間層は教区吏員を務め、彼らの宗教的エネルギーを基盤として中間団体としての教区が再建されていった。またヴォランタリズムの推進主体となった中間層も、「福音主義の再生」という宗教的意識に覚醒されたものだった。教区は近代的行政機構の起源として、またアソシエーションは近代市民社会の推進主体として描かれることになったが、そこには伝統的な宗教意識が深く介在していたのである。近世から近代への転換期のイングランドは、かかる伝統と近代とが混在した時代として現象することになった。

こうしてみると、近世から近代の転換期における「福祉」

「底辺」からの産業革命（長谷川）

は、三つの層を形成して維持されていたということになるか。日常生活レベルでの貧民はライフサイクルからくる困窮のなかで、生存維持のための方策（メイクシフト）を追求することになった。こうした流動的で短期的な方策を固定化しないしは構造化するものとして、さまざまな「中間団体」が設立されてくる。中間団体は国家や地域社会の政治的ならびに経済的資源に規定されながら編成されるが、この編成のあり方が国家と社会の境界線を設定して「福祉複合体」を構築していったのである。つまり、近世におけるイングランドの歴史的变化は、さまざまなメイクシフト・エコノミーを实践する貧民を起点に、福祉をめぐる中間団体が発生して複合体を形成し、そして独自の社会編成をもつ「福祉レジーム」に帰着する過程として描かれることになるのである。

註

- (1) Sidney and Beatrice Webb, *English Poor Law History, Part 1, 2, first edition 1929*; London: Frank Cass, 1963. また Paul A. Fideler, *Social Welfare in Pre-Industrial England: The Old Poor Law Tradition*, London: Palgrave, 2006 は、旧救貧法を軸にこの時期の福祉をとりえ直した通史である。
- (2) アラーナ・トムキンスとステイヴン・キングは、メイクスィフト・エロノミー概念を精緻化するうえで大きな貢献を行ったが、そこでは、かつての社会史研究のなかで提出されてきた日常生活の位相がメイクスィフトの視点から再解釈されるべきであることが示されている (Steven King & Alannah Tomkins, eds., *The Poor in England, 1700-1850: An Economy of Makeshifts*, Manchester: Manchester University Press, 2003)。またステイヴン・キングの研究は、エリザベス救貧法下の農村部における教区救済に焦点を当てて、救貧法による救済が、共有地利用権、親族による扶養、隣人からの厚意、必要悪としての犯罪などの「シフト」に加えて、慈善や歓待、雇用の提供などの「地域の救済の生態学」に規定されつつ展開していった点を強調している (Steve Hindle, *On the Parish? : The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c.1550-1750*, Oxford: Clarendon Press, 2004)。
- (3) こうしたライフサイクルに規定された貧困は、ティム・ウェールズの一七世紀のノーフォークに関する救貧法研究のなかで発見された。ウェールズは、先行研究のなかでは分散的なかたちで言及されてきた問題、すなわち個人や家族の特定の年齢段階において特有の貧困が集中的に発生することを「ライフサイクルによる貧困」という言葉で表現したのである。実際のところ、一八世紀初頭までの時代、民衆の貧困化の原因は「高齢化」寡婦、孤児、障害、病气など人間のライフサイクルに関連しており、救貧法による救済のリストには「女性、老人、子ども」などが、貧民として名を連ねることになった (Tim Wales, 'Poverty, poor relief and life-cycle: some evidence from seventeenth century Norfolk', in Richard. M. Smith, ed., *Land, Kinship and Life cycle*, Cambridge : Cambridge University Press, 1984)。
- (4) Alannah Tomkins, 'Women and Poverty', in Hannah Baker & Elaine Chalus, eds., *Women's History: Britain, 1700-1850, An Introduction*, London: Routledge, 2005.
- (5) Steve Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England*, London: Palgrave, 2000, pp.38-54.
- (6) Paul A. Fideler, *Social Welfare in Pre-Industrial England*, pp.77-79.
- (7) 平井正穂訳『ノートブック』岩波文庫、二六～二七頁。
- (8) Steve Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England*, pp.25-26 ; Fideler, *Social Welfare in Pre-Industrial England*, pp.85-87.
- (9) Paul Slack, *From Reformation to Improvement: Public Welfare in Early Modern England*, Oxford: Clarendon Press, 1999, chap.2.
- (10) Brian Tierney, *Medieval Poor Law*, Berkley: University of California Press, 1959, pp.131-133.

- (11) Steven King, *Poverty and Welfare in England 1700-1850: A Regional Perspective*, Manchester: Manchester University Press, 2001, pp.22-23; Fideler, *Social Welfare in Pre-Industrial England*, pp.143-144.
- (12) Fideler, *Social Welfare in Pre-Industrial England*, pp.146-151; Steve Hindle, *On the Parish?*, pp.379-398.
- (13) Steven King, *Poverty and Welfare in England: A Regional Perspective*, pp.122-124.
- (14) Steven King & Geoffrey Timmins, *Making sense of the Industrial Revolution: English Economy and Society, 1700-1850*, Manchester: Manchester University Press, 2001, pp.222-227.
- (15) 救済法改革の整理については、中西洋『日本における労働問題・社会政策の研究』東京大学出版会、一九八八年、第二章「を参考」した。
- (16) Lorie Charlesworth, *Welfare's Forgotten Past: A Socio-Legal History of the Poor Law*, London: Routledge, 2010, pp.51-59.
- (17) Thomas Sokoll, *Essex Pauper Letters, 1731-1837*, Oxford: Oxford University Press, 2001.
- (18) From David Rivenall in St George in the East, London, to the overseer of Chelmsford, 22 February 1825 (D/P 92/18/42, Essex Record Office).
- (19) Martin Gorsky, 'The Growth and Distribution of English Friendly Societies in the Early Nineteenth Century', *Economic History Review*, LI, 3 (1998).
- (20) Roy Porter, 'Gift Relation: Philanthropy and Provincial Hospital in Eighteenth-Century England', in Linsay Gramshaw and Roy Porter, eds., *The Hospital in History*, London: Routledge, 1990, pp.150-151.
- (21) Paul Langford, *Polite and Commercial People*, Oxford: Oxford University Press, 1991, Thomas Laqueur, *Religion and Respectability: Sunday School and Working Class Culture 1780-1850*, New Haven: Yale University Press, 1976.
- (22) 拙著『イギリス福祉国家の歴史的源流』東京大学出版会、二〇一四年、第二章。

(北海道大学文学部教授)